

平成 23 年 10 月 28 日

関係府省庁 各位

内閣府原子力災害対策本部

今後の警戒区域等におけるインフラ調査等について

1. 警戒区域等の見直しにあたり、「避難区域等の見直しに関する考え方」（8月9日 原災本部決定）において、ステップ2の完了を待つことなく「住民の生活環境の復旧に向けた取組を先行して進める」とされている。  
ステップ2は年内に完了することが見込まれており、インフラ調査等についても早急に対応することが必要である。
2. ついては、関係府省庁においては、①地元自治体ともよく連携を図りながら、所管するインフラの災害査定をはじめとする生活環境の現況把握に直ちに着手するとともに、②国直轄インフラ等の復旧、③地元自治体が行うインフラを含めた生活環境の復旧等への協力・支援を鋭意進められたい。また、国、地方自治体以外のインフラ施設管理者に対しても、現況調査や可能な復旧作業についての要請を行われたい。
3. その際の避難区域内での作業にあたっては、適切な労働環境を維持するため、8月16日に「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りをを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項」（別添）を定めたところであり、これを活用して今後の立入りを積極的に進められたい。

事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りをを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項

平成 23 年 8 月 16 日

原子力被災者生活支援チーム

○本事項は、警戒区域内において、1 ヶ月程度継続反復して別添の重要な生活基盤の点検・整備を行う事業者に適用する。

(事業者に関する事項)

1. 事業者は、作業敷地内の空間線量率を測定する。
2. 事業者は、従業員が受ける放射線の量を最小限とするよう努める。
3. 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」(平成 23 年 3 月 28 日)を踏まえ、従業員の受ける線量が一回当たり最大 1mSv 以内とすることを条件とする。
4. 事業者は、従業員が受ける放射線の量が直近一年の間に 20mSv を超えないようにする。空間放射線量測定結果等を踏まえ、作業の結果、従業員が受ける放射線の量が 20mSv を超えることが予想される場合には、当該作業は控える。
5. 事業者は、女性従業員については、5mSv を超えないようにする。加えて、妊娠している場合又は妊娠した場合には、区域内にて就労させない。
6. 事業者は、複数の従業員を代表する従業員(作業グループのリーダー等)又は従業員全員に個人線量計を携帯させ、従業員の受ける放射線量を適切に管理する。
7. 事業者は、従業員が警戒区域への立入り、退出を行う際は可能な限り集団で行うよう適切な措置を講じる。
8. 事業者は、下記の点を遵守し、適切な労働環境を維持する。
  - ①屋外での作業時間が可能な限り少なくなるよう、従業員に業務を実施させる。
  - ②土埃や砂埃が多い時には、屋外での作業を中断し、従業員を屋内施設に退避させる。
  - ③従業員に休憩、喫煙、飲食等を行わせる際は、屋内施設を使用する。
  - ④定期的に従業員に健康診断を受けさせる。
  - ⑤屋外、屋内施設含め、警戒区域内の滞在期間を可能な限り短くする。
9. 事業者は、従業員に以下の事項を遵守させる。
  - ⑥屋外作業の際には、長袖シャツ・長ズボン、マスク、帽子、足カバー及

び手袋の着用等により、放射性物質の吸入及び付着による汚染の拡大を防止する。足カバーについては、靴を履き替えることにより、放射性物質の付着を防止することもできる。

⑦足カバーを屋内施設と屋外で替える等、事業所内に放射性物質を持ち込まないための対策を講じる。

⑧屋内施設に入所の際及び帰宅時には、洗顔、手洗い、うがいを行う。

10. 事業者は、従業員に対し放射線に関する知識、当該屋内外作業場所における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供した上で、作業にあたる全ての従業員から当該屋内外作業場所での勤務についての同意を書面で得るものとする。

11. 警戒区域から退出する場合には、必要なスクリーニングを行う。

(従業員に関する事項)

12. 従業員は、妊娠している場合及び妊娠した場合には、速やかに事業者に報告する。

(以上)